



28 新環ごご第 594 号

平成 28 年 7 月 12 日

新宿区リサイクル清掃審議会  
会 長 安田 八十五 様

新宿区長 吉 住 健



新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例第 7 条に基づき、下記  
のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

「新宿区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項」について

2 諮問内容

現在の新宿区一般廃棄物処理基本計画は、平成 20 年度を初年度として 29  
年度までの 10 年間を期間とした計画です。

この間、国においては、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種法令の改  
正や小型家電リサイクル法の施行など、資源循環型社会の形成への取り組み  
を進めてきました。

新宿区においては、中間処理に関する東京 23 区共同処理を継続しつつ、最  
終処分場のひっ迫等から、容器包装プラスチックを資源として回収したうえで、  
サーマルリサイクルを開始しました。

また、資源回収品目の拡大や資源回収方法の変更など、廃棄物の減量とリ  
サイクルの推進に努めていますが、資源循環型社会を実現するためには更な  
る取り組みが必要です。

つきましては、新たに平成 30 年度から 39 年度までを期間とする新宿区一  
般廃棄物処理基本計画を策定するにあたり、盛り込むべき事項について諮問  
します。

3 答申の期限

平成 29 年 6 月 30 日